

気象業務法第9条において、検定の対象とする測器

検定の対象となる気象測器

気象測器(気象業務法第9条)	気象測器の種類(気象測器検定規則第2条)
温度計	ガラス製温度計、金属製温度計、電気式温度計、ラジオゾンデ用温度計
気圧計	液柱型水銀気圧計、アネロイド型気圧計、電気式気圧計、ラジオゾンデ用気圧計
湿度計	乾湿式湿度計、毛髪製湿度計、露点式湿度計、電気式湿度計、ラジオゾンデ用湿度計
風速計	風杯型風速計、風車型風速計、超音波式風速計
日射計	電気式日射計
雨量計	貯水型雨量計、転倒ます型雨量計
雪量計	積雪計

部分検定

第十二条 気象測器の次に掲げる部分は、その部分のみについて検定することができる。

- 一 次に掲げる気象測器の感部
  - イ 電気式温度計
  - ロ 露点式湿度計の露点計
  - ハ 電気式日射計
  - ニ 転倒ます型雨量計
- 二 次に掲げる気象測器の感部(光電式のものに限る。)
  - イ 風杯型風速計
  - ロ 風車型風速計
- 三 次に掲げる気象測器の感部(その測定量をデジタル信号により伝送する型(以下「デジタル型」という。)のものに限る。)
  - イ 金属製温度計
  - ロ アネロイド型気圧計
  - ハ 電気式気圧計
  - ニ 毛髪製湿度計
  - ホ 電気式湿度計
  - ヘ 風杯型風速計
  - ト 風車型風速計
  - チ 超音波式風速計
  - リ 貯水型雨量計
  - ヌ 積雪計
- 四 受水器
- 五 雨量ます

部分検定対象表( 印)

測器名	感部			部分
	感部	光電式のもの	デジタル型	
ガラス製温度計				
金属製温度計				
電気式温度計				
ラジオゾンデ用温度計				
液柱型水銀気圧計				
アネロイド型気圧計				
電気式気圧計				
ラジオゾンデ用気圧計				
毛髪製湿度計				
露点式湿度計				
電気式湿度計				
ラジオゾンデ用湿度計				
風杯型風速計				
風車型風速計				
超音波式風速計				
電気式日射計				
貯水型雨量計				
受水器				
雨量ます				
転倒ます型雨量計				
受水器				
積雪計				
複合気象測器				